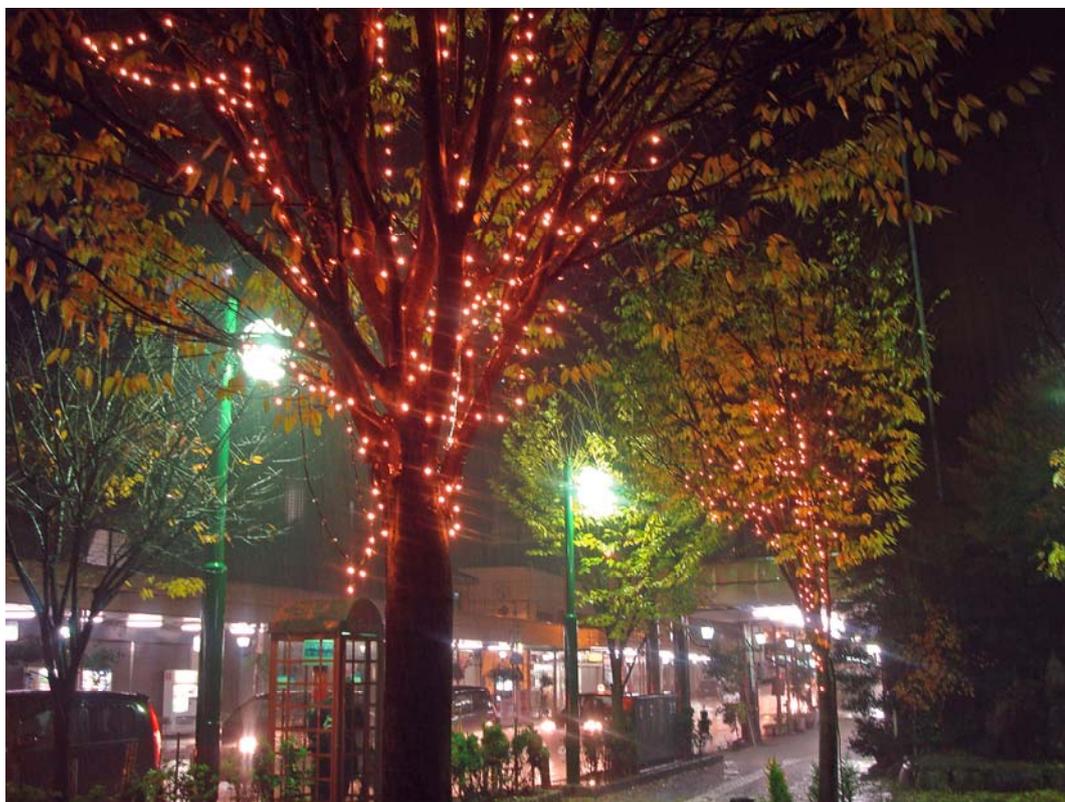


# 事務所通信

2008年12月号 No.42



(糸魚川駅前通り)

## CONTENTS

- |                            |     |                |     |
|----------------------------|-----|----------------|-----|
| ● 所長コメント…ちょっとのプラスででっかいチャンス | P 1 | ● 税務Q&A        | P 5 |
| ● 確定申告の準備                  | P 2 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P 6 |
| ● 政府管掌から協会けんぽへ             | P 3 | ● 休日カレンダー あとがき | P 7 |
| ● 裁判員制度                    | P 4 |                |     |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



**加藤輝守税理士事務所**

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## ちょっとのプラスででっかいチャンス

今週の倫理 287 号に「ちょっとのプラスででっかいチャンス」という以下の文章がありましたのでご紹介いたします。

岡野工業（株）は、従業員六人で六億円の売上げを稼ぎ出すスーパー町工場です。

社長の岡野雅行氏のもとには、日本を代表するような大企業が連日のように頭を下げて開発の依頼にきます。それは一にも二にも、岡野工業の「深絞り」という技術欲しさのためです。仕事を受ける、受けないを決定するのは岡野社長ですから、大企業といえども岡野社長の協力を得るために頭を下げるしかないのです。

次に挙げるのは、その岡野社長が著した『俺が、つくる！』（中経出版）の一節です。

職人が見直され、零細企業が見直されるといっても、ここまで衰退したらもう手遅れかもしれない。ちょっと人と違うことをやれば絶対に儲かるのに、苦労しようという人がいない。よく親父が俺に言っていた。「おまえらの時代は運がいいんだ。みんな不真面目なやつらばかりだから、ちょっとやれば儲かる。俺たちの時代はみんな真面目だから儲かりゃしないんだ」と。今の時代もそうだと思う。「ちょっと人と違うことをやる」ことが好結果につながる、これは誰しも考えることです。しかしその「ちょっと」をプラスするには当然肉体的、そして精神的苦労を伴います。無駄のように見えても、そこそこの金をつぎ込まなくてはならないときもあるでしょう。それだけに、つい億劫がったり、怠け心が出たり、金を惜しんだりして、みすみすチャンスを逸してしまっているのです。なんともったいないことでしょう。

A 旅行社の Bさんは、自分の担当したツアーが終わると、幹事さんに即、礼状を出します。「今回のツアー、大変お疲れ様でございました。皆様のご協力のお陰で滞りなく行程を終えることができましたこと、心より御礼申し上げます。また素晴らしい皆様との出会いを通じて、いい勉強をさせていただきました…。そして改めて幹事さんを訪問してお礼を言います。ツアー中の気配りはもちろんのこと、Bさんのこうした細やかな心づかいに、次々と仕事が舞い込んできます。

注文住宅を専門に扱う C社長は、お客様が不安になっていろいろと質問をしてくると、即座に現場へ案内をします。そして現場の棟梁に直接質問をぶつけてもらいます。「どんなにいい設計をしても、実際に家を作るのは現場のスタッフ。棟梁の受け答えが曖昧だったら、仕事はすべてやり直す覚悟でいます」と C社長。お客様の思い通りの家を建てる、という C社長の熱き思いが伝わってきます。

ホテルを経営する D社長。創業以来の理念である「お客様の目線ですべての経営にあたる」を貫いています。フロントの対応、バリアフリー、エコ対策等々、随所にその思いは行き届いていますが、特に印象的なのは朝食会場の女性スタッフ。その明るく、親切で、マニュアルにこだわらない柔軟な対応は、他のホテルにない雰囲気醸しています。

「ちょっと人と違うこと」ができれば、自然に人も会社も輝いてきます。輝けば輝くほど人も物も自然に集まってくるのです。自分の仕事に誇りを持ち、常にお客様に喜んでいただくことを経営の基盤に置く。そのための様々な苦労は喜んで受け入れる姿勢を貫きたいものです。

今週の倫理 287号より



# 確定申告の準備

今年も残すところあと1ヶ月となりました。個人事業者の事業年度は1/1～12/31までとなっておりますので、12月が決算月となります。

きちんとした損益計算書・貸借対照表を作成するために、年度末に以下の事柄を行う必要があります。

## 1. 実地棚卸

商品を販売する目的で仕入れても、すぐに経費となる訳ではありません。商品が売れたとき、売れた商品に対応する部分だけを経費とすることができます。つまり仕入れた商品のうち、売れた分が「経費」となり、売れていない部分が「在庫」として資産に計上されます。在庫の金額は **数量×単価** で算出します。「在庫」の商品の数量を把握することを「棚卸し」といいます。

法人の場合は事業年度の末日、個人事業者の場合はそれにあたる12/31時点での棚卸資産<sup>\*1</sup>を実際に数えて確認します。また、その際に自社にある分だけではなく、取引先に預けたままの在庫や運搬中の在庫も含めて正確に把握する必要があります。

このときの棚卸原票は正しい棚卸しが行われた証拠書類として必ず保存しなければなりません。

<sup>\*1</sup> 棚卸資産はその業種ごとに違ってくるとは思いますが、以下のものが該当します。

- 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む）
- 半製品
- 仕掛品（半成工事を含む）
- 主要原材料
- 補助原材料
- 消耗品で貯蔵中のもの
- その他これらに準ずる資産

## 2. 現金残高の確認

棚卸同様、事業年度末日における現金出納帳の残高と実際の現金残高の金額が一致するかどうかを確認します。

## 3. 預金と債権等の確認

同じく事業年度末日における預金残高<sup>\*2</sup>や、売掛金・受取手形・貸付金などの債権の金額を確認します。また、例えば毎月20日ㄞで請求書を出している得意先がある場合には、21～31日までの売上を拾い上げる必要があります。

## 4. 借入金と債務等の確認

同じく事業年度末日における借入金額<sup>\*2</sup>や、買掛金・支払手形・未払金などの債務の金額を確認します。また、例えば20日ㄞの請求書の場合、21～31日までの締め後分も計上することが出来ます。

<sup>\*2</sup> なお、金融機関からの預金や借入金については、事業年度末日時点での残高証明書を入手しておいてください。

今年、多額の医療費を支払った場合や住宅を新たに取得・増改築等して住宅ローンがある場合、先に納めた所得税（例えば給料から天引きされ勤務先が納めた源泉所得税等）が還付される可能性があります。還付申告は確定申告の受付期間よりも前に行うことが出来ますので、早めに必要書類を準備しておくといかと思われれます。

< 田 中 >

# 政府管掌から協会けんぽへ

今年の10月1日より中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）の運営が国（社会保険庁）から全国健康保険協会（愛称、協会けんぽ）に変わりました。

## 協会運営によって変わる事（協会パンフレットより）

<b>1. 組織や職員</b>	職員は公務員ではなく、民間職員になります。
<b>2. サービス</b>	民間のノウハウを積極的に活用し、サービスの向上を進めます。
<b>3. 地域に密着した事業</b>	事業者や加入者の皆様の声をお聴きし、地域の実情に応じた事業を展開します。
<b>4. 仕事の仕方</b>	職員の意識改革を行い、業務の効率化を進めます。

## Q&A

### 協会けんぽの行う業務は？

協会けんぽは、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト（診療報酬明細書）の点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施します。なお、健康保険への加入や保険料の納付の手続については、従来と同様、社会保険事務所において、会社を通じて厚生年金の手続とあわせて行います。

### 被保険者証は？

10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方や被保険者証の再交付の手続をされた方には、協会けんぽから新たな被保険者証が発行されます。従前から政府管掌健康保険に加入されていた方には、10月以降順次、協会名の新たな被保険者証への切替えが行われます。

### 健康保険の給付は？

健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。

### 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先は？

健康保険の加入や保険料の納付の手続は、従来と同様、最寄りの社会保険事務所において、会社を通じて行います。また、傷病手当金等の健康保険の給付等に関する申請の受付や相談は協会の各都道府県支部で行います。

### 保険料は？

本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率（8.2%）が適用されます。なお、協会設立後、1年以内に、都道府県毎に地域の医療費が反映された保険料率が設定されます。

< 堀 田 >

# 裁判員制度

平成21年5月21日より裁判員制度がはじまります。裁判員制度とは我々国民の中から抽選で選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加して、被告人が有罪かどうか、有罪であればどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。今回は裁判員にはどのように選ばれ手続が行われるのか、また支給される日当や旅費等の所得税法上の取り扱いをご紹介します。

## 裁判員の選ばれ方

### 前年の秋頃に裁判員候補者名簿が作成されます

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき候補者名簿を作成します。



### 2月頃までに調査票とともに候補者に通知が送付されます

裁判員候補者名簿に記載されたことが通知されます。この段階ですぐに裁判所へ行く必要はありません。また、就職禁止事由や客観的な事態事由に該当しているかどうかを尋ねる調査票も送付されます。調査票において明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて事態事由が認められる人は裁判所に呼ばれることはありません。



### 事件ごとに名簿の中からくじで候補者が選ばれます



### 原則裁判の6週間前までに質問票とともに選任手続期日のお知らせ（呼出状）が送付されます

くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ（呼出状）が送付されます。質問票により辞退が認められる場合には呼出が取り消されますので裁判所に行く必要はありません。



### 裁判当日（選任手続期日）

裁判員候補者のうち、辞退を認められなかった人は選任手続の当日、裁判所へ行くこととなります。裁判長は不公正な裁判をするおそれの有無・辞退希望の有無・理由などの質問をします。



### 6人の裁判員を選任

最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます。通常であれば午前中に選任手続を終了し、午後から審理が始まります。

## 出頭の際に支給される旅費・日当及び宿泊料の所得税法上の取扱について

裁判員に選ばれ、裁判所に出頭する際には、旅費、日当及び宿泊料が口座振込により支給されることとなっています。その旅費等は所得税法上「雑所得」として区分され、その年中に支給を受けた旅費等の合計額を雑所得の総収入金額に算入し、その総収入金額から実際に負担した旅費及び宿泊料、その他裁判員等が出頭するのに直接要した費用の合計額を差引いて雑所得金額を計算することになります。

## Q

A氏の娘が難病にかかり、生体肝移植しか残された道はないのですが、日本国内ではドナーが少なく、米国へ行くことにしました。この海外への渡航費や現地でのホテル代などの費用は、医療費控除の対象となりますか？ A氏とその娘は居住者です。

## A

治療費および渡航費のみ医療費控除の対象となります。

医師等の診療等を受けるための通院費や入院等で、通常必要な費用のうち、医師等による診療等に直接必要な費用は、医療費控除の対象となります。これは国内外に問わず認められます。

ただし、国内でも治療は受けられるが海外の有名な医師の治療を受けるため渡航する場合や、各種ツアーの合間に診療を受ける場合など、海外で治療を受けることについて合理的な理由がない場合は、その渡航費について医療費控除の対象となりません。

## Q

海外出向から8月15日に帰国し、糸魚川支店勤務となったBさんは、海外出向中の本年4月に事故に遭い、怪我をして10日ほど入院をしました。そのときにBさんが支払った治療費は、確定申告をすれば医療費控除の対象となりますか？

## A

海外出向中（非居住者期間）の医療費は、医療費控除の対象とはなりません。所得税法第73条（医療費控除）では「居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合において、（以下省略）」としており、「居住者」が要件とされています。したがって、非居住者の期間にBさんが支払った医療費は医療費控除の対象とはならないことになります。

- 参考：「居住者」  国内に住所を有する個人  
 現在までに引き続き1年以上住所を有する個人
- 「非居住者」  居住者以外の個人

## Q

家事手伝いをしていた娘が今年の2月に結婚をして別生計となりました。今年の11月に出産のため実家にもどり、出産費用は実家の父が支払をしました。この出産費用は父の医療費控除の対象となりますか？

## A

結婚をして別生計となったため、父の医療費控除の対象とすることはできません。生計を一にしているかどうかの判定ですが、その医療費が発生したとき又は医療費を支払ったときの現況によります。

< 広 川 >

※12月のテルモ経営研究会はお休みいたします。なお、次回は1月23日（金）の経営計画発表会となります。

## ❗ ご注意ください！

今年から後期高齢者医療制度が導入され、「扶養から外れる」という言葉を耳にしたいと思います。この「扶養」というのはあくまで「社会保険の扶養」から外れることを指しますので、所得税法上の「扶養」とは別のものになります。

所得税法上での「扶養」に入れる要件は、収入金額から必要経費を差し引いた後（年金の場合には年金の収入金額（諸々の天引き前）から公的年金等の控除額を差し引いた後）の金額が38万円以下となる場合です。

この要件を満たす場合は今まで通り扶養に入れますので、年末調整のときなどはご注意ください。

## 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

## ～ おもしろ雑学 ～

手の爪で1番早く伸びるのは中指。爪は気温が高く刺激が強いほど伸びるのが早い。中指は他の指より長いため物に触れることが多く、それが刺激になるから、早く伸びる。

教育マガジン「おもしろ雑学集より（担当：丸田）」





# 休日カレンダー



12月 (師走) December

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 天皇誕生日	24	25	26	27
28	29 年末休暇	30 年末休暇	31 年末休暇	H21 1/1 元旦	2 年末休暇	3 年末休暇
4	5 仕事始め	6	7	8	9	10

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。  
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

## 12月の税務

- 12月10日 平成20年11月分源泉所得税・住民税の納付
- 12月下旬 固定資産税(都市計画税)第3期分納付  
当月決算法人、個人事業者の消費税各種届出書提出
- 平成21年
- 1月 5日 本年10月決算法人 法人税等確定申告・納付  
本年10月決算法人 消費税確定申告・納付  
平成21年4月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付  
平成21年4月決算法人 消費税中間申告・納付  
平成21年7月・4月・1月決算法人 消費税中間申告



## あとがき

今年も残り一ヶ月となりました。歳を重ねる毎に一年がとても早く感じるのは私だけでしょうか？私自身、今年はとても充実した一年でした。これも色々な方に支えてもらったり元気をもらったりしたおかげかと思えます。先日の冊子『職場の教養』に《感謝の気持ちを深めましょう》とありました。(仕事)(健康)(出会い)など、日頃当たり前と思っているものに感謝することで生活に潤いが満ちてくると。日々の生活の中で、物に感謝、人に感謝、すべてに感謝の心を忘れず来年もまた良い一年になるよう頑張りたいです。

< 小 澤 >